

【助成事業】

1 妊婦に対する初回産科受診料支援事業

妊娠の判定を受ける妊婦に対し初回の産科受診に要する費用を助成することで、経済的負担を軽減し妊婦の早期の産科受診を促すこと及び早期支援につなげることを目的に、令和5年10月から開始した。

<実施状況>

- | | |
|----------|---|
| (1) 対象者 | 次の要件を全て満たすもの
ア 令和5年4月1日以降に蒲郡市で母子健康手帳の交付を受けた方
イ 申請時点で蒲郡市に住民票がある方 |
| (2) 内容 | 初回の産科受診における妊娠の判定に要する費用の助成 |
| (3) 周知 | ちらし、広報、ホームページ等 |
| (4) 助成額 | 初回産科受診料の一部または全部（上限1万円） |
| (5) 申請期限 | 母子健康手帳の交付から1年以内 |
| (6) スタッフ | 保健師 |

<実施結果>

給付実績 件数 309件／金額 2,120,706円

2 妊産婦等タクシー利用助成事業

妊産婦等の移動に伴う心身の負担を軽減し、外出意欲を高めることにより、孤立予防を図ること及び、市外の産科医療機関又は助産所への通院等に係る妊産婦の経済負担を軽減することで、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えることを目的に令和5年度から開始した。

<実施状況>

(1) 妊産婦等タクシーチケット

- ア 対象者 令和5年4月1日以降に母子健康手帳を交付した妊産婦等
- イ 周知 母子健康手帳交付時に配布、ホームページ、うーみんなび、広報
- ウ 助成内容 通常時に利用できるチケット 1枚500円×10枚
陣痛時に利用できるチケット 1枚(無料)
- エ 有効期間 出産予定日より2年後の月末まで
- オ 利用条件 かねータクシーまたは豊鉄タクシーで利用可能

(2) 市外医療機関等でのタクシー利用助成

- ア 対象者 令和5年4月1日以降に母子健康手帳を交付した妊産婦で、次のいずれかに該当する方
 - (ア) 疾患又は多胎妊娠等により健康上の特別な管理が必要なため医師の判断により市外の医療機関等での出産する方
 - (イ) 自立支援医療受給者証を所持している方
 - (ウ) 市が産後ケアを委託している市外の医療機関等での出産し、かつその医療機関等で産後ケアを利用する方
- イ 周知 ちらし、ホームページ、うーみんなび、広報
- ウ 助成内容 医療機関等における妊産婦及び乳児の健康診査または産後ケアのために使用したタクシーの運賃(1回の利用につき上限5,000円)

<実施結果>

(1) 妊産婦等タクシーチケット

- ア 利用人数 妊産婦タクシーチケット 実人数42人、延利用人数92人
チケット利用枚数203枚
陣痛時タクシーチケット 実人数2人
- イ 利用時期 妊娠中73回、産後19回
- ウ 利用目的内訳 (回)

利用目的	健診	予防接種	その他 病院受診	保健 センター	児童館・ 子育て支援 センター	買い物	その他	計
利用回数	37	2	9	8	1	15	19	92

※チケットは1回に複数枚利用可能

(2) 市外医療機関等でのタクシー利用助成

- ア 利用人数 実人数1人、利用回数 2回
- イ 利用目的 妊婦健診受診のため